勝浦市

環 境 基 本 計 画

※上の絵は平成２３年度環境ポスターコンクール市長賞受賞作品

２０１３年度～２０２２年度

（平成２５年度～平成３４年度）

勝　浦　市

目　　次

序　章　計画のあらまし
　１．計画策定の背景　……　５
　２．計画の位置づけ　……　５
　３．計画の目的　……　６
　４．対象とする計画の範囲　……　６
　５．計画の役割　……　７
　６．計画の期間　……　７

第１章　環境に関する状況と市を取り巻く環境
　１．勝浦の風土　……　９
　２．将来に向けた主な課題　……１０

第２章　将来の望ましい環境像
　１．新環境基本計画とまちづくり　……１４
　２．上位計画の整理　……１４
　３．第１次計画の成果と課題の整理　……１８
　４．みんなの関わり　……２２
　５．環境まちづくりの「基本理念」と「目標」　……２３

第３章　環境まちづくり　元気プラン
　１．４つの目標と１６の元気プラン　……２６
　２．「環境まちづくり　元気プラン」とは　……２７
　３．「元気プラン」の構成　……２７
　４．施策の展開　……２９
　目標１　自然の恵みをもたらす　海・山・川との共生
　　元気プラン①「自然と人がバランスよく暮らせるまち」　……２９
　　元気プラン②「里地里山を守り・育て、楽しむ」　……３１
　　元気プラン③「水辺の豊かさを取り戻し、まちづくりに活かす」…３３
　　元気プラン④「食生活の理解を深め、地産地消で農水産業を支える」
　　……３６

目標２　将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会
元気プラン⑤「未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット」　…３９
元気プラン⑥「廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止」　……４２
元気プラン⑦「土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理」　……４５
元気プラン⑧「低炭素なまちづくりの推進」　……４６
目標３　安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る
元気プラン⑨「良好な大気環境」　……４９
元気プラン⑩「騒音・振動・悪臭の防止」　……５１
元気プラン⑪「良好な水環境・地質環境の保全」　……５２
元気プラン⑫「化学物質により環境リスクの低減」　……５４
目標４　市民・地域のパワーが発揮される参加・協働のまち
元気プラン⑬「環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の開催」　……５６
元気プラン⑭「環境保全に配慮した自主的行動と協働の推進」　…５７
元気プラン⑮「隠れた地域の宝を探し、地域の魅力を発信」　……５９
元気プラン⑯「環境まちづくりで、地域おこし」　……６０

第４章　計画の推進
１．計画の推進体制　……６２
２．計画の進行状況の報告や公表　……６２

※勝浦市の位置

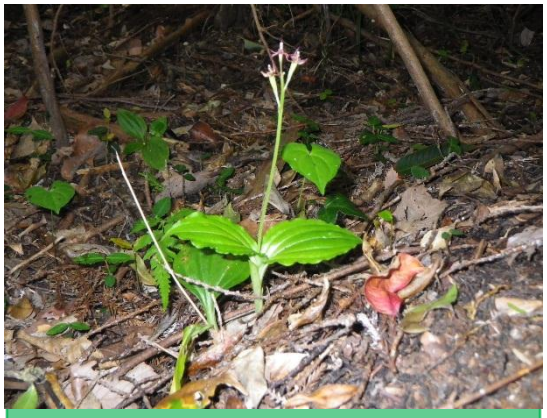

序　章

計画のあらまし

序章では、勝浦市環境基本計画を策定するにあたっての背景・目的、本計画の役割や位置づけなど、計画の前提や基本的な事項について整理します。

※上の画像は「コクラン」

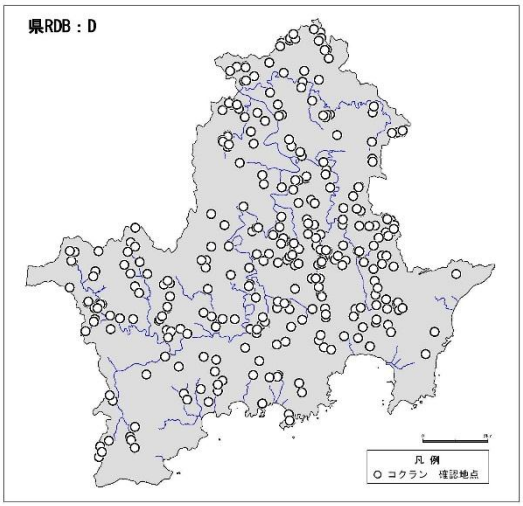

序章　計画のあらまし

１．計画策定の背景

本市では、平成１１年に勝浦市環境基本条例（以下、「条例」という。）を制定し、この条例に基づき、平成１５年度から平成２４年度を計画期間とする「勝浦市地域環境総合計画（第１次）」（以下、「第１次計画」という。）を、平成１５年３月に策定しました。

第１次計画は、本市で初めての環境総合計画（環境基本計画）の策定であり、将来的に続く環境総合計画の礎となることから、環境の現況に関する基礎調査や、市民・大学生・小学生・事業者を対象とした住民アンケート調査及び各種団体との意見交換会及び庁内環境検討会との話し合い等を実施し、より多くの皆さんと関わりを持ちご意見・ご提言を参考に検討がなされ、策定作業が進められました。

この素案を尊重しながら、勝浦市環境審議会からのご意見等を踏まえ第１次計画を策定し、１０年間に亘る計画期間中においては、将来の望ましい環境像を実現するため施策について取り組むことといたしました。その後の経過は、計画に基づく環境施策について成果や結果が残せたものや、数値目標など達成や事業実施の推進が困難であった事業もあり課題が残されました。また、第１次計画期間中の平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災の被害や影響を契機に、多くの皆さんが自然の持つ圧倒的な力に対して、人間の力の限界を改めて認識しました。さらに、大量に資源・エネルギーを消費する今日のあり方を見つめ直していく必要性を改めて意識するなど、大きな価値観や意識の変化が生じている過渡期にもあります。

このように、本市レベルの基本的な環境保全に関する事項と、グローバルに求められている環境施策の変革の必要性などを踏まえて、「勝浦市地域環境総合計画」につきましては、第１次計画の未達成な部分の必要性の精査・検討を行い、第２次計画として名称を「**勝浦市環境基本計画**」と改めて、策定しています。

また、東日本大震災後のエネルギー問題と地球温暖化対策など一体的に見直す必要性が高まっていることなどから、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直して行くことなどを踏まえた目標や取組、及び施策を新たに展開し、第２次計画を策定するものです。

２．計画の位置づけ

新環境基本計画は、条例第８条に基づいて本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための基本的な考え方や取組の方針を総合的かつ計画的に定めるものです。いわゆる、環境まちづくりのための指針と言えます。

したがって、新環境基本計画は、市に環境施策の方向性を示す分野別計画であるとともに、まちづくりを環境の視点で捉え直した分野横断的な計画としての性格も有しています。勝浦市都市マスタープランや勝浦市一般廃棄物処理基本計画などの他の分野別計画との連携や、上位計画である勝浦市総合計画などを実現するための、戦略的かつ具体的プログラムとして位置づけられます。

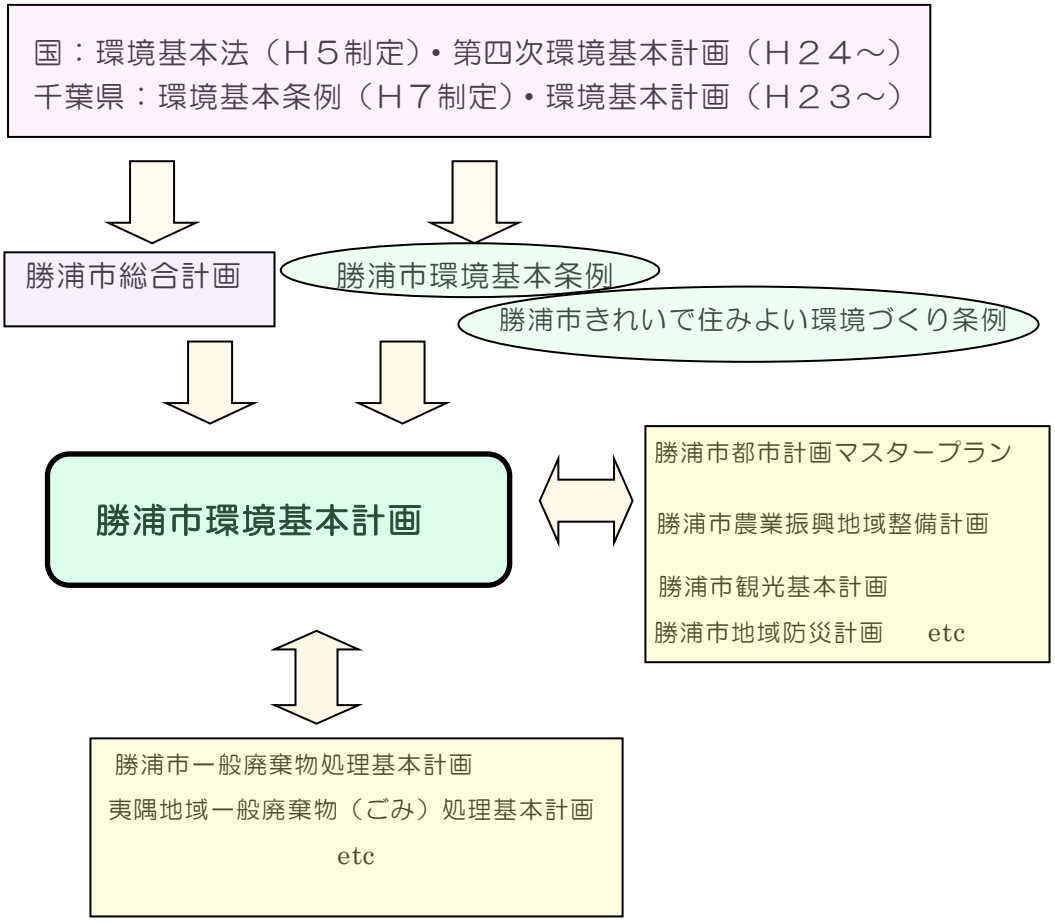

３．計画の目的

新環境基本計画は、環境分野全般にわたって、長期的な視点に立った取組を市民や事業者とともに総合的・計画的に推進し、将来に良好な環境を引き継いでいくための基本方針となるものです。環境保全を進める上での基本目標や市の施策の方向性を示すとともに、市民や事業者の参加・行動についての指針となる事項も含んだ計画です。

４．対象とする環境の範囲

（１）地理的範囲

新環境基本計画の地理的範囲は、勝浦市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的な連携が必要となる取組については、近隣自治体、国や県などとの連携を図ることとします。

（２）環境の範囲

環境という言葉のイメージ、その範囲は非常に広いので、新環境基本計画で取り扱う環境の範囲を明確にしておく必要があります。対象とする環境の範囲は、市民の日常生活から地球的規模の環境問題までを含むものとします。

５．計画の役割

新環境基本計画は、以下に示す役割を担います。

①市の環境の現状と課題を明らかにし、望ましい環境像を示します。

②望ましい環境像の実現に向けて、市が行う施策を体系的に整理して示します。

③市民・事業者の役割や行動・取組を定めます。

④環境保全の取組を確実に推進するための、進捗管理の仕組みを定めます。

６．計画の期間

新環境基本計画の期間は、平成２５年度から平成３４年度までの１０年間とします。なお、本計画の期間中、実施事業の進み具合や新規に取り組むべき項目の必要性に応じて、見直すべき部分や追加すべき部分があれば、柔軟に修正することとします。

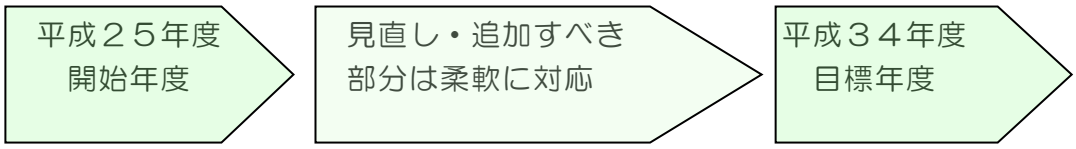

第　１　章

市を取り巻く環境と環境に関する状況

第１章では、本市の地域特性や将来に向けた課題について概要を把握し整理します。

※上の画像は「ゲンジボタル」

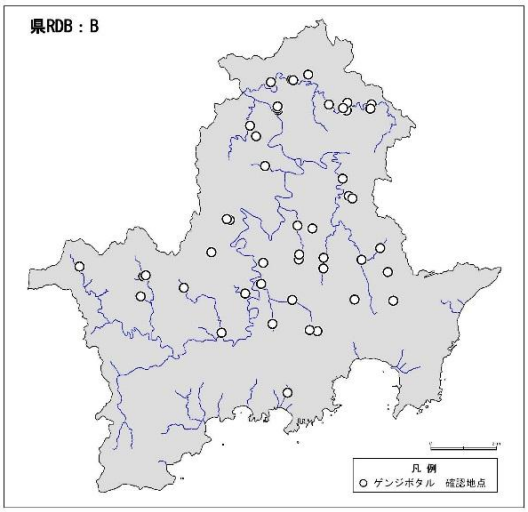

第１章　市を取り巻く環境と環境に関する状況

１．勝浦の風土

１０年後や２０年後・３０年後の本市の望ましい環境都市像を描くためには、自然環境や都市の成り立ちと歴史、暮らし、産業などを、これまでの勝浦の風土として把握する必要があります。

ここでは、現在の勝浦の風土について、自然環境や都市の成り立ちと歴史など過去から現在までの変遷や特徴を整理します。

（１）勝浦を取り巻く自然環境

①位置

本市は、千葉県の南東部、都心からおよそ 75ｋｍに位置し、東西延長 14ｋｍ、南北延長 12.5ｋｍ、周囲 67ｋｍ、面積は 94.20ｋ㎡となっています。北東側は御宿町といすみ市に、北は大多喜町に、西は鴨川市にそれぞれ接し、南は黒潮が北上する太平洋に面しています。

②地形

海岸沿岸部は、深い入り江のリアス式海岸と遠浅の岩礁・砂浜がつながり、変化に富む風光明媚な地形となっていて、南房総国定公園に指定されています。また、内陸部から沿岸部まで山林が幾筋も延びていて、その谷あいの平地や斜面に市街地や集落が形成されています。主に沿岸部となる勝浦地区と興津地区には、市内人口のおよそ７０％が住んでいます。

一方の内陸部は、房総丘陵に属する海抜 150～250ｍの丘陵性山地が広く分布し、市域のほぼ３分の２は緑豊かな山地となっています。また、夷隅川の最上流部に位置し、流域の一部の海抜 90～120ｍの台地には、市街地や集落・田畑などが部分的に広がっています。

③気候

平坦地の少ない地形の沿岸部は、黒潮の影響を受けやすいため、真夏日・真冬日が少ない海岸性気候で、１年を通じて温暖な気候となっていて、降霜はほとんどありません。

一方の内陸部は、あまり黒潮の影響を受けないために内陸性の気候寄りであって、夏場は沿岸部に比べて若干気温は高くなっています。また、冬場は、およそ３度から５度気温が低くなり、朝のほとんどは降霜があります。

総じて、風は海上からの南風が強く吹く傾向にあり、風向きが東または南東のときの降水量の多いのが特徴です。

（2）都市の成り立ちと歴史

勝浦が都市としての体裁を整えるようになったのは、戦国時代に安房里見氏の武将正木氏が八幡岬の勝浦城に入り一帯を領有し、天正 18（1590）年、正木氏が北条氏とともに滅んだあと、代わって徳川家康の幕臣の植村土佐守泰忠が勝浦城に入城し、家臣団を中心とした町屋を営み、これが現在の中心市街地の基礎となっています。泰忠は農漁業を奨励し、朝市を開設するなど地元の産業振興に尽力しました。

昭和 30（1955）年、町村合併促進法により、勝浦町・興津町・上野村・総野村が合併し勝浦町となり、昭和 33（1958）年 10 月 1 日、市制施行で勝浦市となり、平成 25 年に市制 55 周年を迎えました。

2．将来に向けた主な課題

ここでは、将来の勝浦の環境都市像を描くにあたって検討が必要な課題を「社会情勢と自然環境の変化」「人間活動に起因する課題」に分類して整理します。

（1）社会情勢と自然環境の変化

①人口減少

市制施行時の昭和 33 年の人口は 31,400 人でしたが、年々減少傾向にあり、平成 23 年には 20,388 人となっています。また、世帯数もここ数年減少傾向にあります。

②超高齢化社会

全国では、人口減少とともに高齢化が進み 65 歳以上の割合が 2030 年に 32%になると予想されています。

本市でも、65 歳以上の割合が 2012 年で 33.5%となっており、2020 年 39.4%、2025 年 40.6%、2030 年 41.1%（国立社会保障・人口問題研究所による推計）まで上昇し、高齢化の加速が予想されています。

③有害鳥獣

イノシシ、シカ、サル、ハクビシン等による農作物等への被害が上野・総野地区を中心として市内全域に及んでいます。被害の現状は、水稲・野菜・筍・果樹等となっています。

④生活害虫

近年、夏場から秋にかけて、人命をも脅かすスズメバチ等の蜂の発生が住宅地周辺で増加しています。

また、田畑や原野・山地の一部地域で蛭（ヒル）が発生していることから、農作業や山地等の土地利用に支障をきたしている状況にあります。

（2）人間活動に起因する課題

①地球の平均気温上昇

世界の平均気温は上昇傾向にあり、日本も例外ではありません。今後さらに気温の上昇が進むと、海水温の上昇に伴う海の水位の上昇や異常気象など自然環境全般に深刻な影響を及ぼすこととなります。

大気中の二酸化炭素濃度については、WDCGG（温室効果ガス世界資料センター）の解析による 2009 年の全球平均濃度は、386.8ｐｐｍとなっており、

18 世紀後半の産業革命以前の平均値である 280ｐｐｍに比べて 38%増加しています。

②エネルギー・資源の課題

石油・天然ガスなどエネルギー資源、金・銀・鉛などの金属資源は、残余年数が限られており、減少や枯渇の可能性があります。

本市も、これらの資源に直接的・間接的に過度に依存しており、資源の減少や枯渇による影響を大きく受けることが想定されます。

③河川水質汚濁

市では、市内主要河川の汚染状況を把握するため、浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名）、墨名川／小家名橋（墨名）、串浜西ノ谷川／串浜３号橋（串浜）、稲子川／稲子橋（部原）、坪田川／興津３号橋（興津）、興津都市下水路／東橋（興津）、守谷川／洲崎橋（守谷）、苗代川／鵜原１号橋（鵜原）、鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）、夷隅川／仲川橋（名木）、夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）、夷隅川／折節橋（松野）の計 12 か所において年２回の水質検査を実施し、また、浜勝浦川／浜勝浦橋（浜勝浦）においては年６回の水質検査を実施しています。

検査結果は、夷隅川水系では水質環境基準値を下回り良好でしたが、直接海に流入する河川では、基準値を上回る項目も見受けられました。これらの原因は、基本的に家庭から出される生活雑排水などの影響によるものと考えられます。

④廃棄物処理の課題

1）勝浦市におけるごみ焼却量

・・本市のごみ焼却量は、平成 19 年度まで増え続けていましたが、平成 20 年度７月からの燃やせるごみの有料化と分別収集の細分化以降、それまで焼却処理されていた古紙類、衣類、ペットボトルなどが資源回収され、資源ごみの焼却量は７５％程度減少しています。

2）勝浦市のごみと資源の分別状況

・・本市では、平成 12 年度に自然環境に負荷の少ない社会の実現に向けてごみの分別収集に取り組みました。また、平成 20 年度７月からの燃やせるごみの有料化にあわせて分別収集の細分化を図りました。
平成 23 年度の本市の家庭から出る燃やせるごみと資源ごみの内訳は燃やせるごみがおよそ 6,000 トン、資源ごみがおよそ 1,700 トンです。持ち込まれるごみの中には、まだリサイクル可能なものが多く含まれているように思われます。

⑤不法投棄

ダンプ数台による小規模な捨て逃げ型の不法投棄や家庭から出される廃家電及び一般廃棄物の不法投棄が後を絶ちません。

なお、大規模な産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の強化やマスコミ報道等よる市民の意識の向上等により減少しつつありますが、予断を許さない状況となっています。

⑥悪臭

本市における悪臭の苦情は、廃棄物の野外焼却や畜産業者から発生する悪臭などが大半を占めています。また、近年では、住宅地における猫などの愛玩動物の多頭飼育による悪臭についての苦情も増加傾向にあります。

また、市街地内を流れる河川等に、生活排水や事業系排水が道路側溝を経由して流入しているため、道路側溝や河川から悪臭が発生しています。

⑦廃屋や土地の放任

人が住まなくなった家屋は海からの風の影響による塩害等により老朽化が進みやすく、家屋の適正な管理がなされていないことによる周辺への影響や、宅地化された土地または宅地に近接する土地で、現に利用されていないことにより雑草等が繁茂していることによる周辺への影響に対する苦情が、近年増加傾向にあります。

※上の画像は「ギンブナ」

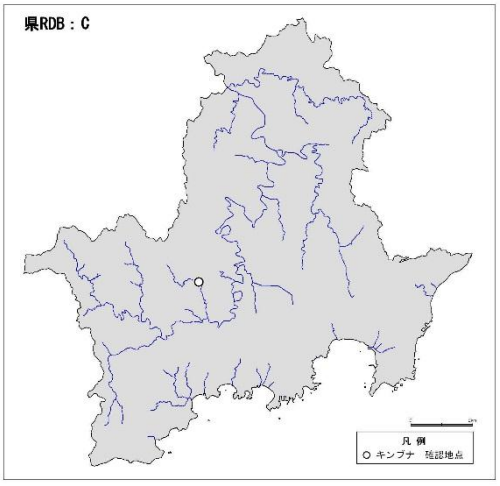

第　２　章

将来の望ましい環境像

第２章では、新環境基本計画の基本理念に基づき、勝浦の地域特性や現状を踏まえた望ましい環境像を、長期的な視点に立って定めます。

※上の画像は「ナツエビネ」

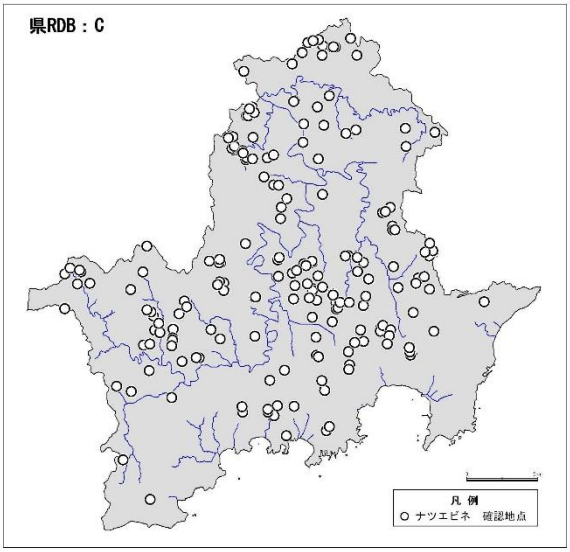

第２章　将来の望ましい環境像

１．新環境基本計画とまちづくり

地域には、お年寄りや子供たち、女性や男性、地元で働く人やそうでない人、さまざまな人が様々な環境で生活をしています。ですから、「まちづくり」への想いもさまざまです。「自分たちの生活、自分たちの地域を良くしたい。」この思いの中から、「まちづくり」は、常に新しい情報やモノ、仕組みを取り入れ、変化していくことを前提に進められてきました。

その一方で、勝浦市には、太平洋に面する沿岸地域、丘陵地へと起伏に富み、たくさんの砂浜や入り江、里山や川、田んぼや畑が広がっています。過ぎ去った時代から人々は自然との関わりの中で、その恵みを受けつつその土地に合った生活の仕方を悟り・学び、受け継いできました。人々と自然が結び付いた地域固有の風土が、今なおしっかりと根付いています。

都市化が進み、人や地域のつながりが薄れてきたと言われる昨今、その風景は、時代とともに少しずつ変わってきています。ただ、その本質は何ら変わることはないと思われます。自然とともに、自然に生かされながら人々が生活しているという事実。日々の生活の中で当たり前過ぎて、とかく忘れがちな、しかしながら、あまりに大切な、その事実に改めて思いを馳せるとき、人々の暮らしと身近な自然が結びつく「なつかしい未来」のまちづくりの姿が見えてきます。

「まちづくり」には、新しい何かを作り出すとても大きなエネルギーとともに、過去から紡いできた今あるものを大切に守り、育てることが必要なのかも知れません。そのような視点を出発点として、新環境基本計画を策定します。計画に掲載される施策の多くは、環境に関わりのある取組で構成されています。しかし、これらの取組は、単に地域の環境を保全するということに留まらず、環境を切り口として、足元の暮らしを見つめ直す、人々がつながる、勝浦が元気いっぱいになる、そんな「まちづくりのための計画」に広がっていくことを目指したいと考えています。

２．上位計画の整理

新環境基本計画の策定にあたっては、上位計画や分野別計画との連携、相互の補完機能を有しつつ、実現するための戦略的かつ具体的プログラムとして位置づける必要があります。

このことから、新環境基本計画の上位に位置する計画について整理します。

（１）勝浦市総合計画における将来都市像

勝浦市総合計画の将来都市像は、本市の２０２２年を見据えて、市民と行政が一体となって目指すべきまちの姿を明示したもので、まちづくりの象徴となるものです。そして、新環境基本計画の上位に位置する計画となります。

勝浦市総合計画の
≪基　本　理　念≫
1．市民と行政が知恵と力を出しあって行動する協働のまちづくり
1．地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり
1．笑顔に満ち未来につなげる希望のあるまちづくり

基本理念を踏まえ、次の将来都市像が定められています。

勝浦市総合計画の
≪将来都市像≫
海と緑と人がともに歩むまち
“元気いっぱい　かつうら”

そして基本構想編　第２章　将来都市像の実現に向けた施策の大綱では

基本方針〔施策の大綱〕
第３節　自然と共生する安全なまちづくり
２．環境の保全と循環型社会の形成

を展開します。そして次の施策を推進することとしています。

環境保全に関する個別施策
豊かな自然環境を次代へ継承するため、海浜や森林などへの負荷軽減や環境保全に努めるとともに、市民が自然と共生できるまちづくりを推進します。
また、廃棄物の発生の抑制に取り組むとともに、資源の再利用・再資源化を推進します。
あわせて、発生する廃棄物の対策として、既存のごみ処理施設の維持修繕を図りつつ、資源循環型社会に配慮した広域ごみ処理施設の整備を推進するとともに、し尿処理施設については、改築などの対策により、環境負荷の軽減に努めます。

（２）勝浦市環境基本条例の基本理念

市では、環境の保全について基本理念を定め、並びに市・事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成１１年に環境基本条例を制定しました。

基本理念

★環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

★環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。

★環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。

★環境の保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地からも積極的に推進されなければならない

（３）千葉県環境基本計画の概要

千葉県では、平成２０年３月に千葉県環境基本計画を策定し、計画の基本目標を「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」としています。そして、５つの柱と２１のテーマを、施策の展開の方向として位置づけています。

＜５つの柱＞と＜２１のテーマ＞

①地球温暖化防止に取り組む

１）温室効果ガスの排出量削減

２）森林などによる二酸化炭素吸収の確保

３）オゾン層保護のためのフロン対策

②豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保

４）生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

５）自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

６）森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生
７）都市における緑と水辺のネットワークづくり
８）野生動植物の保護と管理
③資源循環型社会を築く
９）３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
10）廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止
11）「バイオマス立県ちば」の推進
12）残土の適正処理
④安心できる健やかな環境を守る
13）良好な大気環境の確保
14）騒音・振動・悪臭の防止
15）良好な水環境の保全
16）良好な地質環境の保全
17）化学物質による環境リスクの低減
⑤環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり
18）環境学習の推進
19）環境に配慮した自主的行動と協働の推進
20）「ちば環境再生基金」の充実と活用
21）県域を越えた連携と国際環境協力の促進

（４）第四次環境基本計画の概要

政府（環境省）の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、第四次環境基本計画は、平成６年、平成１２年、平成１８年に続く計画となり、東日本大震災からおよそ１年後の平成２４年に閣議決定されました。この環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体に期待する役割について示しており、ポイントは次のとおりとなります。

ー目指すべき持続可能な社会の姿ー
「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会

ー今後の環境政策の展開の方法ー
①政策領域の統合による持続可能な社会の構築
②国際情勢に的確に対応した戦略を持った取組の強化
③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

ー９つの優先的に取り組む重点分野ー
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

④地球温暖化に関する取組
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
⑦水環境保全に関する取組
⑧大気環境保全に関する取組
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組
ー災害復興、放射性物質による環境汚染対策ー
①東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項
②放射性物質による環境汚染からの回復等

３．第１次計画の成果と課題の整理

第１次計画では、本市が目指す将来の望ましい環境像を実現するため、次の４項目の環境目標を掲げました。

＜望ましい環境像１＞
「人と生きものがバランスよく暮らせるまち」
＜望ましい環境像２＞
「豊かな水ときれいな空気の美しいまち」
＜望ましい環境像３＞
「資源を有効に活用し地球環境保全の行動をとれるまち」
＜望ましい環境像４＞
「一人ひとりが環境への意識を高め行動するまち」

そして、一つひとつの環境目標を達成するための手立てとして１６項目の基本方針、３７項目の取組の基本的方向性から展開される市の施策計画事業、合計２３１項目を載せています。

これら事業の結果をまとめますと、

①計画期間中に「対策を検討する」とか「方策を検討する」といった提案的要素の強い項目については、総じて具体化が進んでいない。
②勝浦市総合計画・実施計画に関連する取組等については、比較的に事業が展開している。
③関連団体・事業者（所）・市民団体に対するアプローチを内容とする取組・事業は、総じて具体化が進んでいない。
④事業費がある程度必要となる取組・事業は、具体化があまり進んでいない。
⑤山林の管理・山林の資源の活用及び緑の景観づくりはあまり進んでいない。

などが挙げられます。

また、第１次計画では「数値目標」及び「環境指標」をさだめており、その結果につきましては、次のとおりです。

望ましい環境像１．人と生きものがバランスよく暮らせるまち

○数値目標　農地耕作面積を800ha 以上に維持します。

項目	勝浦市地域環境総合計画		現在の数値	
	現況値	備考	現況値	備考
農地耕作面積		農業センサスデータ		農業センサスデータ
総計	801ha	(平成10.2.1 現在)	476ha	(平成22.2.1 現在)
田	639ha		414ha	
畑・樹園地	162ha		62ha	
農地面積		農業振興地域整備計画書(平成15 年)		農業振興地域整備計画(平成24 年)
総計	1,548ha(市域の16.3%)		1,009ha(市域の10.7%)	(農用地区域)
田	1,054ha		798ha	
畑・樹園地	494ha		211ha	
農地転用面積	13.5ha	(平成13 年度)	0.55ha	(平成24 年度)
減農薬・無化学肥料栽培面積	―	把握方法については今後検討する		
地元農産物の流通		味彩館、ふれあいの2 箇所(平成14 年)		味彩館、ふれあいの里共同売場、
共同直売所	2 箇所		2 箇所	杉戸農産物直売所はな咲
朝市出店登録者	116 軒(うち市内60 軒)		約70 軒	3 箇所(平成25 年)
山林面積	2,992ha(市域の31.5%)	(平成14 年度)	2,850ha(市域の30.3%)	(平成24 年度)
ウミガメ上陸確認状況		(平成13 年度)		(平成24 年度)
上陸した浜	2 箇所		2 箇所	部原
産卵箇所	9 箇所	+	2 箇所	
農林業の鳥獣害額				
被害額	13,463 千円	(平成13 年度)	5,369 千円	(平成24 年度)
市民満足度		市民アンケートにおいて、「満足」また		
山や田畑の豊かさ	22%	は「やや満足」と回答した人の割合		
山や田畑との親しみ	17%	(平成13 年度)		
公園や広場	6%			
磯や海岸線の風景	47%			
浜・磯などとの親しみ	23%			

望ましい環境像２．豊かな水ときれいな空気の美しいまち

○数値目標　生活排水処理人口を10,000 人まで増やします。
沿岸部の河川の水質について、BOD＊5.0mg/L を目指します。

項目	勝浦市地域環境総合計画		現在の数値	
	現況値	備考	現況値	備考
生活排水処理人口	4,905 人	(平成13 年度末)	7,974 人	(平成24 年度末)
（合併処理浄化槽）	(人口の21.1%)		(人口の39.61%)	
合併処理浄化槽設置補助件数	65 基	5 人槽42 基･7 人槽19 基･10 人槽4 基	12 基	5 人槽9 基･7 人槽2 基･10 人槽1 基
		(平成14 年度)、平成13 年度は57 基		(平成24 年度)、平成23 年度は18 基
水質測定結果		環境防災課データ		生活環境課データ
折節橋	1.6／ 1.6	夏期のBOD／冬季のBOD	1.2／ 0.5未満	夏期のBOD／冬季のBOD
小羽戸橋	2.4／ 1.4	単位:mg/L	1.6／ 0.5未満	単位:mg/L
名木仲川橋	6.7／ 1.0	(平成13 年度)	0.5／ 0.5未満	(平成24 年度)
坪田川第3 制水門	30.0／ 4.6		1.2／ 1.0	
興津東川	37.0／ 6.1		6.0／ 18.0	※興津東橋
守谷川	4.0／ 1.4		1.6／ 3.0	
鵜原苗代川	9.1／ 1.0		1.8／ 2.0	
鵜原仲川	37.0／ 5.0		6.1／ 19.0	※鵜原都市下水路無名橋
串浜西ノ谷川	15.0／ 2.8		1.6／ 5.5	※浜勝浦川･墨名川合流点
浜勝浦川･出水川合流点	11.0／ 7.1		3.7／ 23.0	
小家名川	27.0／ 7.0		2.2／ 5.7	
稲子川	18.0／ 1.3		1.6／ 4.2	
水質直接浄化対策実施地点数	2 地点	浜勝浦川、興津都市下水路で実施		
		(平成14 年度)		
大気環境測定結果				
二酸化窒素	0.006ppm	千葉県の一般大気測定局(小羽戸)で	0.012ppm	千葉県の一般大気測定局(小羽戸)で
浮遊粒子状物質	0.018ppm	の測定結果の年平均値	0.043mg/m3	の測定結果の年平均値
		(平成13 年度)		(平成23 年度)
JR線利用客数				
勝浦駅	1,259,714 人	行川アイランド駅については8 月まで	428,510 人	1日平均×365日
鵜原駅	113,094 人	の利用客数	29,200 人	(平成23 年度)
上総興津駅	247,932 人	(平成13 年度)	74,095 人	
行川アイランド駅	30,856 人		―	
自動車保有台数				
総数	13,645 台	資料:千葉県統計年鑑(平成13 年版)	14,189 台	資料:千葉県統計年鑑(平成23 年版)
貨物自動車	1,682 台		971 台	
乗用自動車	7,291 台		6,766 台	
軽自動車	4,050 台		5,895 台	
その他	622 台		557 台	
不法投棄状況				
発生件数(産廃)	5 件	パトロールは、平日定時は毎週2 回(職	3 件	パトロールは、平日定時は毎週2 回(職
パトロール実施状況	毎週3 回	員)、深夜毎週1回(業務委託)	毎週2 回	員)
		(平成13 年度)		(平成24 年度)
ゴミゼロ運動		(平成13 年度)		(平成25 年度)
参加者数	1,290 人		371 人	
回収量	1,700 kg		530 kg	
市民満足度				
空気のきれいさ	64%	市民アンケートにおいて、「満足」また		
まちの静けさ	40%	は「やや満足」と回答した人の割合		
川・水路の水のきれいさ	11%	(平成13 年度)		
海の水のきれいさ	24%			
川・水路などとの親しみ	9%			
街並みや集落の景観	12%			
まちの清潔さ	13%			
(ごみの散乱など)				

望ましい環境像３．資源を有効に活用し地球環境保全の行動をとるまち

○数値目標　ごみ資源化率を20%まで高めます。
市民1 人1 日当たりのごみ排出量を950g 以下に減らします。

項目	勝浦市地域環境総合計画		現在の数値	
	現況値	備考	現況値	備考
一般廃棄物処理量		1 人1 日あたり量は10 月1 日の人口で		1 人1 日あたり量は10 月1 日の人口で
可燃ごみ	8,377t	算出	6,022t	算出
不燃ごみ	518t	(平成13 年度)	93t	(平成24 年度)
資源ごみ	1,191t		1,457t	
粗大金物類	320t		152t	
1 人1 日あたり量	1,197g		1,035g	
事業系一般廃棄物		クリーンセンターへの搬入量		クリーンセンターへの搬入量
搬入量	2,778t	(平成13 年度)	2,234t	(平成24 年度)
ごみ資源化率	15.20%	(平成13 年度)	22.04%	(平成24 年度)
生ごみ処理容器購入補助件数	46 基	(平成13 年度)	10 基	(平成24 年度)
上水道使用量	2,831,628m3	(平成13 年度)	2,407,611m3	(平成23 年度)
市庁舎のエネルギー等使用量		(平成13 年度)		(平成24 年度)
電気使用量	861,690kWh		751,630kWh	
水道使用量	5,336m3		3,685m3	
コピー用紙使用量	A4:259 万枚		A4:316 万枚	
公用車の走行距離	533,164 km	(平成13 年度)	590,021 km	(平成24 年度)
公用車における低公害車の導入台数	使用台数59 台中0 台	7 都県市指定低公害車(平成14 年度末)	使用台数55 台中36 台	(平成24 年度末) ※うちリース2台
市庁舎・公共施設からの温室効果ガス排出量	―	地球温暖化対策実行計画の中で算出		

望ましい環境像４．一人ひとりが環境への意識を高め行動するまち

○数値目標　環境に関する生涯学習を年間5 回以上開催します。

項目	勝浦市地域環境総合計画		現在の数値	
	現況値	備考	現況値	備考
環境をテーマとした生涯学習の開催回数	0	(平成13 年度)	0	(平成24 年度)
自然観察会開催状況		市の主催によるもの(平成14 年度)		市の主催によるもの(平成24 年度)
開催回数	2 回	公民館主催の山野草教室は5 回、	1 回	公民館主催の山野草教室は5 回、
参加者数	延べ15 人	述べ200人が参加	20 人	述べ200人が参加
環境保全に関わる市民団体数	1団体	NPO 法人(平成13 年度)	1団体	NPO 法人(平成24 年度)
市民満足度				
市民満足度	12%	市民アンケートにおいて、「満足」または「やや満足」と回答した人の割合		
環境に関する市からの情報提供		(平成13 年度)		

４．みんなの関わり

新環境基本計画は、市が定める行政計画ではありますが、環境を守り育てる取組の主体は行政だけではなく、市民・自治会・市民サークル・学校・企業・事業者団体・漁業者・農業者・商店など様々です。したがって、行政の取組だけではなく、できるかぎり市民や事業者など、さまざまな主体の取組を結集することが重要となります。これにより、計画への当事者意識が確保され、地域の皆さんが関わる計画が実現します。

計画づくりや策定後の実践への関わり方には、その度合いに応じて、参加、参画や協働など、いくつもの手法があります。いずれの場合でも大切なことは、地域を構成する主体が、環境まちづくりの理念や方向性などを共有した上で取組の主体となり得る市民・事業者・行政それぞれの立場の違いを確認し合うことです。そのためにも、協力や協働の仕組みづくりや話し合いのルールをお互いの合意のもとで早期に定め、役割分担と責任を明確にしておくことが必要です。このことによって、お互いの信頼関係はさらに深まり、協働のまちづくりは一歩前進します。

このような考え方から、環境基本計画が多くの人たちに浸透し、地域の皆さんが、前向きに主体的に関わることを目指して、新環境基本計画を策定します。

《みんなが関わるイメージ図》

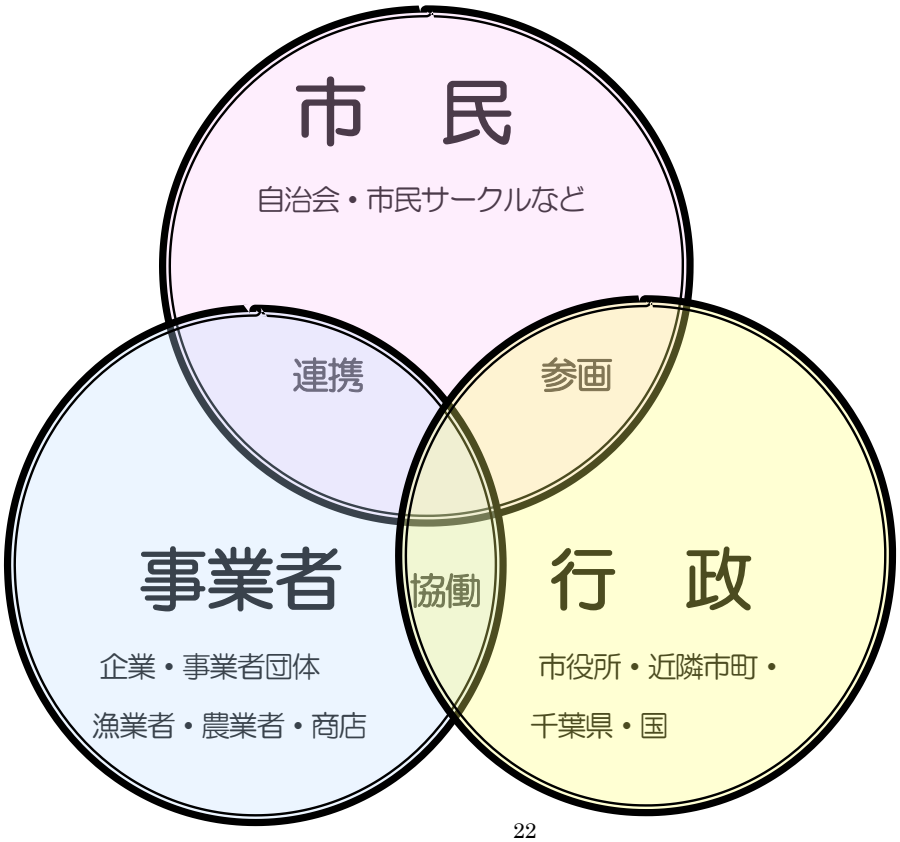

５．環境まちづくりの「基本理念」と「目標」

（１）基本理念

新環境基本計画策定の過程において寄せられた声、第１次計画の結果等及び上位計画等をもとに、今後の環境まちづくりの方向性を表現するため、環境まちづくりの基本理念と目標を定めます。

基本理念の検討では、計画期間の１０年後を見据えるのではなく、２０～３０年後を展望する長期的な視点に立って定めるものとします。２０～３０年後というのは、今の子どもたちが大人になっている頃です。この検討では、子どもたちに「何が残せるか。」「そのために今、何ができるのか。」を考え、アンケート調査などで多くの市民から、「豊かな自然環境と人が共存するまち。」、「漁業を中心に自然の恵みにあふれている。」、「今までの歴史や地域の文化を大切にするまち。」などの回答をたくさんいただきました。

私たちの生活は、自然との支え合いによって成り立っています。自然が人々にもたらし、かつての人々の暮らしが海や里山・農地など、地域の自然、風土を育んできたのです。普段、気にすることもなく、私たちの生活と一体のものとして存在してきた身近な自然をもう一度見つめ直し、その大切さや重要性に気づくことが、環境まちづくりの第一歩になります。

自然と人、人と人、支えあう関係を回復していくそのものが、自然の中にある命の輝きとなります。その先には、自然と人がともに歩む元気いっぱいの豊かなまちづくりが広がっているはずです。

そんなイメージを描き、『自然と人がともに輝きともに歩む　元気いっぱいの環境まちづくり』を基本理念として掲げます。

新環境基本計画の≪基本理念≫

自然と人がともに輝きながら歩む

元気いっぱいの環境まちづくり

（2）４つの目標

基本理念を踏まえ、環境まちづくりを進めていく上で、４つの目標を以下のとおり設定します。

目標１：**自然の恵みをもたらす　海・山・川との共生**

目標２：**将来世代に豊かさを残す**
循環する持続可能な生活と社会

目標３：**安心して暮らすことのできる**
健やかな環境を守る

目標４：**市民・地域のパワーが発揮される**
参加・協働のまち

第　３　章
環境まちづくり
元気プラン

第３章では、第２章で示された基本理念や４つの目標を実現するための１６の元気プランと各施策を展開していきます。

※上の画像は「ノハラクサフジ」

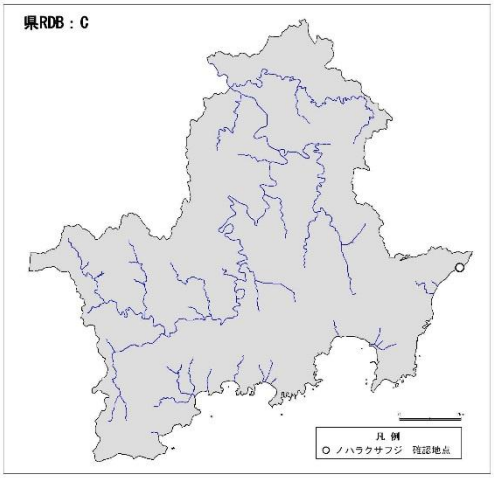

第３章　環境まちづくり　元気プラン

１．４つの目標と１６の元気プラン

≪新環境基本計画の基本理念≫

自然と人がともに輝きながら歩む
元気いっぱいの環境まちづくり

４つの目標	１６の元気プラン
1．自然の恵みを もたらす 海・山・川との共生	①自然と人がバランスよく暮せるまち ②里地里山を守り・育て、楽しむ ③水辺の豊かさをまちづくりに活かす ④食と生活の理解を深め、地産地消で農水産業・観光業を 支え育てる
2．将来世代に 豊かさを残す 循環する持続可能な 生活と社会	⑤未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット ⑥廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止 ⑦土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理 ⑧低炭素なまちづくりの推進
3．安心して 暮らすことのできる 健やかな環境を守る	⑨良好な大気環境の確保 ⑩騒音・振動・悪臭の防止 ⑪良好な水環境・地質環境の保全 ⑫化学物質による環境リスクの低減
4．市民・地域の パワーが発揮される 参加・協働のまち	⑬環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の推進 ⑭環境保全に配慮した自主的行動と協働の推進 ⑮隠れた地域の宝を探し、地域の魅力を発信 ⑯環境まちづくりで、地域おこし

2.「環境まちづくり　元気プラン」とは？

「環境まちづくり　元気プラン」は、勝浦市環境市民会議の提言や話し合いを経て、勝浦市総合計画等を踏まえて決定されたものです。

新環境基本計画の特徴は、市民・事業者と市がお互いの立場を尊重しつつ連携・協働・参画して、最も重要な環境に配慮しながら、勝浦が元気になる環境まちづくりを進めたいという希望を込めて、「環境まちづくり　元気プラン」としました。

この元気プランでは、まずは１６の元気プランごとに「現状と課題」・「２０２２……望まれる理想の姿」を定めます。そして各元気プランに関する「取組の基本的方向性」を示し、市の施策と市民・事業者の役割を具体的に示します。

そして、定期的に望まれる理想の姿の進み具合をまとめ、改善やより一層の具体化に向けた展開を図ります。

3.「元気プラン」の構成

（1）取組の基本的方向性

今後実行していく取組についての具体的なプランを掲げ、市民や事業者を含めた勝浦市全体としての基本的方向性を定めます。

（2）現状と課題

現時点での状態や課題を整理します。

（3）２０２２年の……望まれる理想の姿

新環境基本計画の計画期間は、平成２５年度から平成３４年度までの１０年間です。計画期間最終年度の２０２２年度の“望まれる理想の姿”のイメージを、文章で表現します。

（4）みんなの関わり

各プランを支えるための共通的・基盤的な展開方向を示します。

①市民・事業者の役割

取組の基本的方向性に沿って、市民・事業者がそれぞれの立場からできること、参加・協働すべきことを掲げます。

②市の施策

取組の基本的方向性に沿って、市が行うべき施策・検討すべき施策を掲げます。

（5）数値目標

「望まれる理想の姿」を客観的に数値で把握できる「数値目標」を設定し、推移を観察します。

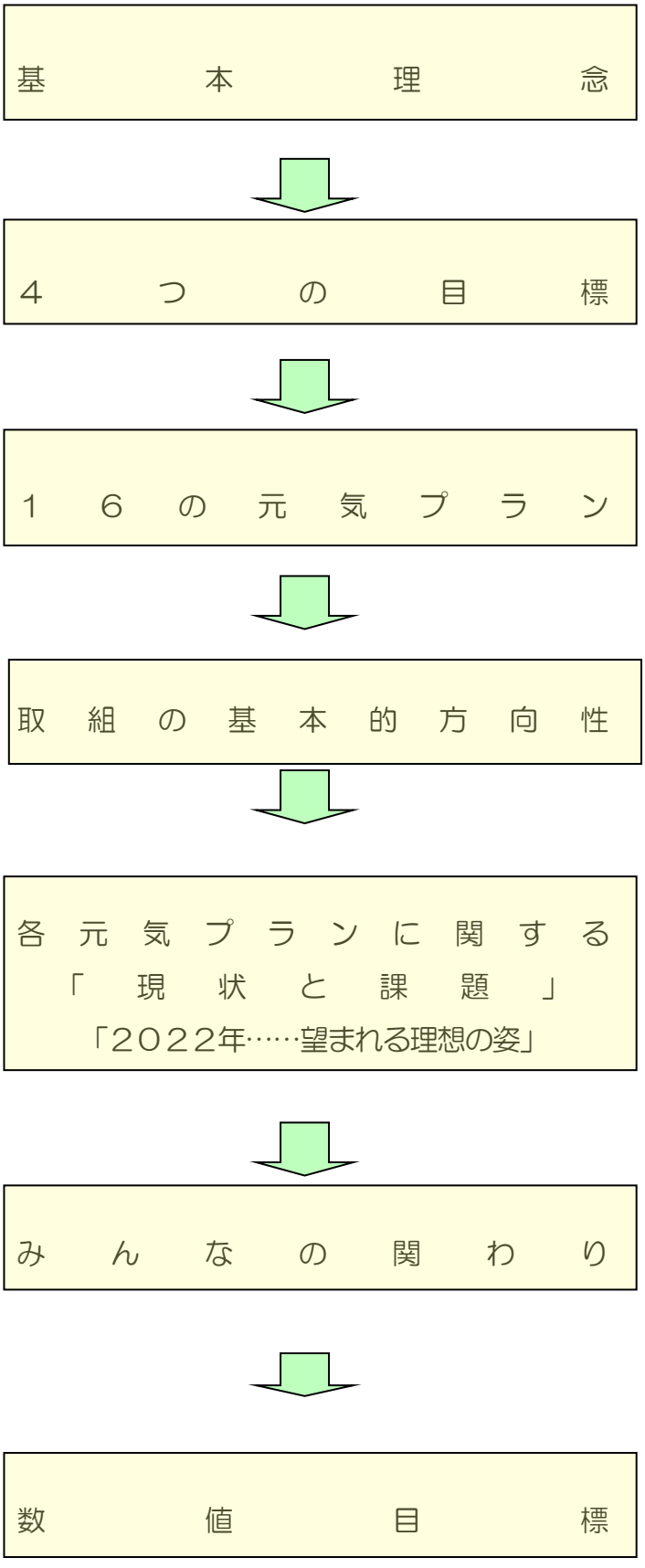
基本理念
４つの目標
１６の元気プラン
取組の基本的方向性
各元気プランに関する
「現状と課題」
「２０２２年……望まれる理想の姿」
みんなの関わり
数値目標

４．施策の展開

４つの目標について「１６の元気プラン」を設定しました。これらの実現に向けて「取組の基本的方向性」「現状と課題」などを示し、各プランを支えるための共通的・基盤的な施策の展開方向を「みんなの関わり」として合せて示します。

目標　１

自然の恵みをもたらす　海・山・川との共生

元気プラン①

自然と人がバランスよく暮らせるまち

（１）取組の基本的方向性

■勝浦の自然環境を知る

■農林業の活性化

■野生生物の計画的な保護管理

（２）現状と課題

■自然環境を保全するための基礎資料となる市内全域の植物・生物等の基礎的な資料が整っていないので、環境指標種調査や既存資料調査等を行い、市内の自然環境について現状を詳しく把握し、自然環境保全のための各種施策を考える必要があります。

■山林は、多くの野生動物の棲みかであり、林業や薪炭などの生産の場として人々の生活に重要な役割を果たしてきましたが、林業の低迷により放棄される植林地が増加し、管理の行き届かない山林が増えています。

■市民の生活に結びついた海辺や山里の豊かな自然も残されており、内陸部の一部河川では、天然記念物のミヤコタナゴが生息しています。また、海岸特有の植物が生育しているなど、市内には貴重な動植物が見られます。しかし、近年ではイノシシなど野生動物やヤマビルが増加し、農作物への被害や農作業に支障をきたすなど深刻化しており、野生生物に対する自然のバランスが変化しています。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

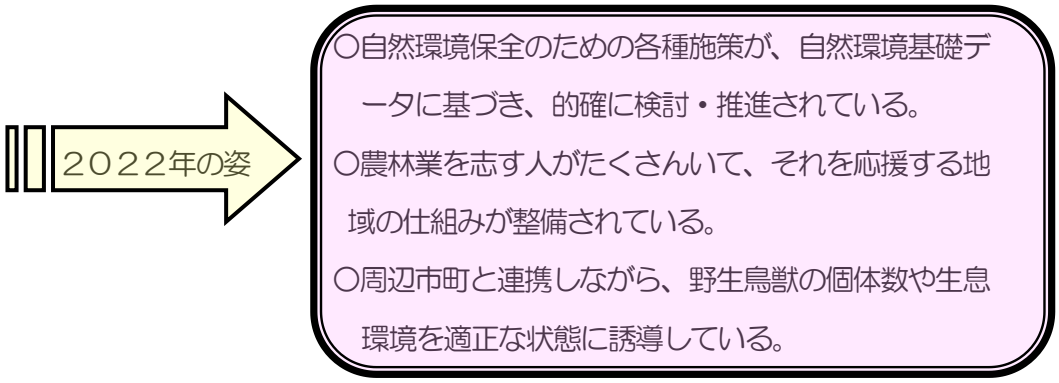

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○勝浦の自然環境を知る

・市の行う自然環境保全基礎調査などについて、積極的に支援・協力をします。

○農林業の活性化

・休耕田や耕作放棄解消する手段として、家庭菜園・市民農園・市民田んぼの開設・運営を推進します。

・市民農園・市民田んぼの利用を促進するための普及啓発に協力します。

・農産物・木材・水産物等から、宝となる特産品を探します。

○野生生物の計画的な保護管理

・貴重な動植物の生息・生育環境の保全活動に参加します。

≪市の施策≫

○勝浦の自然環境を知る

・自然環境保全基礎調査を実施し、調査結果及び既存資料調査結果を分析報告書を作成します。

・自然環境保全基礎調査のデータを活用した、適正な自然環境保全施策を検討します。

・海岸の貴重な動植物の生育状況について把握し、適切な保護策を検討します。

・環境指標種調査（身近な生きもの調査）を実施します。

・四季を通じた身近な自然観察・調査を実施します。

〇農林業の活性化

・資金・技術面から、農林業・水産業後継者・UターンやＩターンも含めた新規就農者の育成対策を検討します。

・認定農業者による経営規模の拡大を支援します。

・農地流動化を進め、農地の適正な活用を図ります。

〇野生生物の計画的な保護管理

・被害防除対策の適切な実施を図ります。

・野生生物の生息数や生息環境を望ましい状態に維持・誘導します。

・ミヤコタナゴやメダカ・ホタルの生息地では、地域住民や関連団体と連携し、水路の適正な管理などを実施します。

・ウミガメの産卵に適した海岸を保全します。また、産卵地点の把握と保護を行います。

（5）数値目標

指　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
農 地 面 積	1,009ha	現状維持	現状維持	農業振興地域整備計画
ウミガメの上陸回数	2回	2回以上	2回以上	農林水産課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン②
里地里山を守り・育て、楽しむ

（1）取組の基本的方向性

■守り育てるための里山の管理

■里山を楽しむ活動を広める

■乱開発の防止

（2）現状と課題

■現在、市内には多くの里地里山がありますが、その多くは管理放棄され、うっそうとして人が中に入りにくい、暗く荒れた森となっています。

■里地里山の機能を回復させるためには、間伐・除伐作業・草刈等による管理が不可欠となります。そのために、「市民の森」づくりなどの市民が里地里山に親しむための仕組みづくりが必要です。

■子どもたちが山に親しみ、自然の中で遊びを見出せるような、子どもたちの想像力を育む、遊びの空間の整備を行う必要があります。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

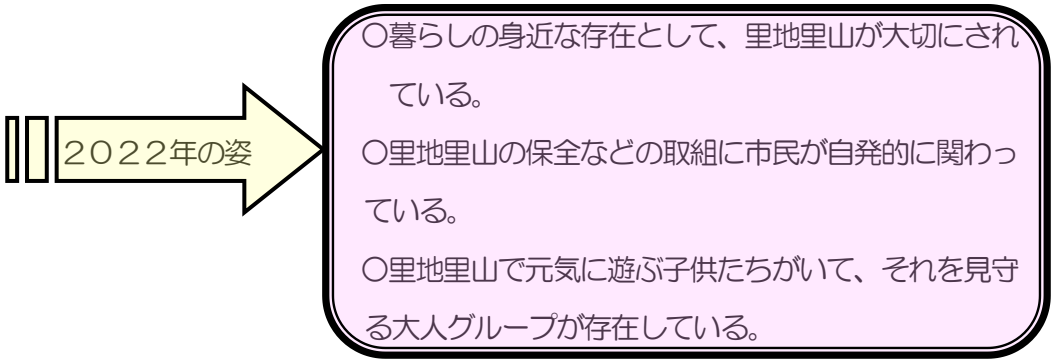

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇守り育てるための里山の管理

・所有している里山の適正な維持管理を行います。

・所有している山林・竹林の適正な維持管理に努めます。

・落ち葉の堆肥化や木材の燃料（薪・木質ペレット）としての利用など、山林資源を有効活用します。

〇里山を楽しむ活動を広める

・里山の再生、保全活動を展開するための推進組織として、市民ボランティアグループを充実させます。

〇乱開発の防止

・開発行為を行う場合は、環境への影響を配慮します。

・山林を大規模に改編する開発行為は行いません。

・開発行為を計画する場合は、自然環境保全基礎調査の結果を尊重した計画を行います。

≪市の施策≫

〇守り育てるための里山の管理

・動植物・昆虫等の分布状況を調査し、保全のあり方を検討します。

・地域固有の植生を考慮した在来種の保護・保存に努めます。

・国有林や県有林の育成・保全を国や県に働きかけます。

・林業従事者による山林の管理作業を支援します。

・山林資源の活用推進に向けたセミナーを開催します。

・事業者による林地開発に対しては、環境への配慮を指導します。

〇里山を楽しむ活動を広める

・里山を楽しむ活動を広めるため、「市民の森」や里山の整備を希望する自治会や森林所有者を探し、「市民の森」など里山に親しむ仕組みづくりを検討します。

〇乱開発の防止

・事業者による開発行為に対しては、環境への配慮を指導します。

・景観形成上重要な山林は、開発行為による消失を防止します。

（5）数値目標

指　　標	現　況　値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
森林面積	3，088ha	現状維持	現状維持	農林水産課調べ
里山の整備を希望する団体	１団体	２団体以上	２団体以上	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン③
水辺の豊かさを取り戻し、まちづくりに活かす

（1）取組の基本的方向性

■適切な排水処理の推進

■水辺環境の改善

■水辺のまちづくり

（2）現状と課題

■下水道施設が未整備のため、家庭や事業所からの排水処理は、合併処理浄化槽に頼っています。

■特に浜勝浦川などの海辺の小河川や生活排水の流れ込む水路などは、水質の悪いところが見られます。

■かつては子どもたちが泳いだり、魚やシジミなどの食料確保をしていた人と水辺との強い結びつきが存在していました。

■河川改修によりコンクリート護岸工事などにより整備され、また、流木やごみなどが多いなど、市民が川に接することが困難な状況となっています。

■ため池や湧水についても、農業の停滞や安全管理などの面から、人とのかかわりが希薄になっています。

■現況調査や水質浄化等の取組を通じて、市内各地での川の自然再生や賑わいのある水辺空間の創出を検討する必要があります。

■砂浜や磯などには漁師だけではなく多くの観光客等も来訪しています。特に漁港周辺では、生活排水・事業排水の流入の他、釣りの撒き餌などにより水質が悪化しています。また、釣り客や海水浴客、住民などにより捨てられたごみが散乱し、さらに砂浜の後退や磯の漁業資源の衰退なども指摘されています。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

〇水環境の重要性が理解され、生活排水への配慮が行き届いている。

〇市民生活に溶け込む水辺空間が復活している。

〇地域の特性を活かした水辺再生が、地元の取組として行われている。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇適切な排水処理の推進

- 生活排水処理を行っていない家庭では、合併処理浄化槽を設置します。
- 単独処理浄化槽を設置している家庭では、管理を適切に行うとともに、合併処理浄化槽への切り替えを検討します。

・合併処理浄化槽を設置している家庭では、管理を適正に実施します。

・事業用合併処理浄化槽の設置や維持管理に努めます。

・事業所においては、汚水・汚物等の水質汚濁の要因となるものの流出は、鋭意避ける努力をします。

〇水辺環境の改善

・夷隅川河畔の、竹林や樹林の管理に参加・協力します。

・ため池や用水路の保全に参加・協力します。

・河川などの水辺空間を市民の憩いの場、子どもたちの川遊びや魚とりの場などとして、積極的に活用していくための水辺拠点を整備することを目標にします。

〇水辺のまちづくり

・自然の多様性を活かしながら、市民に親しまれる川の風景を取り戻し、まちづくりに活かすことを目標とします。

・水辺の保全活動を通して、ハヤ・フナ・うなぎ、シジミなどの食文化の復活を目標とします。

≪市の施策≫

〇適切な排水処理の推進

・単独処理浄化槽や汲取り式トイレから、合併処理浄化槽の設置や適切な維持管理の普及・啓発を推進します。

・地場産業の水産加工業者に対して、事業用合併処理浄化槽の設置や維持管理に伴う補助制度導入を検討します。

〇水辺環境の改善

・河川や地下水の水質調査を定期的に行い、水環境の把握と監視を行います。

・ポイ捨て等の行為に対して、厳しい措置を講ずる検討を行います。

・身近な河川や水路の水質浄化に向けた地元自治会などの自主的な生活排水対策を支援します。

・農業用ため池の利用実態等を把握し、適切な保全対策を検討します。

・河川美化の観点から、夷隅川河畔の竹林や樹林の管理の方策を検討します。

・河川改修や農業用水路整備を実施する際は、多自然型整備を積極的に取り入れます。

・河川やため池などにおける安全性の確保に努めます。

〇水辺のまちづくり

・ホタルの生息地を通じた、水辺再生の展開を推進します。

・水辺に親しみ、再生する市民参加型プログラムを策定し、子どもも大人も参加する機会の充実を図ります。

・水辺のクリーンアップ作戦を展開し、定期的な水辺の清掃活動を実施します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
生活排水処理人口 （合併浄化槽による排水処理）	７，９７９人	８，５００人	９，０００人	生活環境課調べ
地域と行政が協力して行う 海岸・河川清掃回数	３１回	４０回以上	５０回以上	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン④
食生活の理解を深め、地産地消で農水産業を支える

（1）取組の基本的方向性

■生産基盤維持・強化

■地産地消の推進

■環境保全型農業・漁業の推進

（2）現状と課題

■農地には美しい田園風景を形成し、水を貯え、多様な生物の生息の場となるなど、さまざまな機能があります。しかし、近年、農業従事者の高齢化等による後継者不足や、有害鳥獣による被害の拡大、輸入農産物との競合による価格低迷などから、離農者や耕作放棄地が増加する傾向が見られます。

■水産業取り巻く環境は、漁業資源の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化と後継者不足、燃油の高騰等年々厳しさを増し、漁業勢力が衰退しています。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

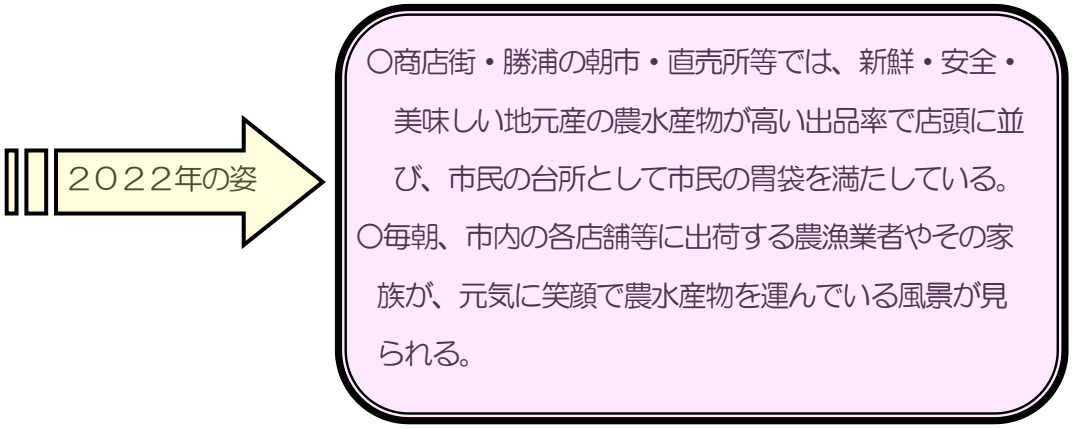

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○生産基盤維持・強化

- 空き店舗等を活用して、地場産品の販売ができるような店舗を立ち上げます。
- イベントの開催時に、地産地消が推進される環境を整えます。
- 市内で生産される農水産物等の購入に努めます。

○地産地消の推進

- 農漁業者と消費者の顔が見える関係の中で、地産地消を有機的に機能させることを目指します。
- 地産地消を促進するため、地場産品や旬についての情報が共有できる情報発信基地を整備します。
- 食の安全や農業に関心を持ち、消費者同士や農家などに対しての働きかけを行います。

○環境保全型農業・漁業の推進

- 有機農業・減農薬農業を進めます。
- 勝浦の環境に適した農業・漁業のあり方について検討します。
- 農業廃棄物を資源として、循環利用やリサイクルを推進します。
- 農業機械の買い替えについては、環境にやさしい機械を購入します。

≪市の施策≫

〇生産基盤維持・強化

・地元農水産物の加工から販売まで、自分たちで行える農水産業の多角経営を支援します。

・地元産の農水産物を地元で消費するため、学校給食との連携を深めます。

・食育推進のためのプログラムを構築し、子どもたちの食と農水の理解を深め、併せて健康づくりを進めます。

〇地産地消の推進

・地産地消の推進のため、勝浦の朝市・直売所などを充実します。

・市民農園を活用し、消費者自身が農産物をつくる喜びを実感し、農業への理解を深めます。

〇環境保全型農業・漁業の推進

・有機農業・減農薬農業等の環境保全型農業について、技術的な支援を継続して行います。

・家畜糞尿や稲わらの堆肥化など、農業廃棄物を資源として循環利用やリサイクルをする取組を継続して支援します。

・農業・漁業に使える再生可能エネルギーの活用について検討します。

（5）数値目標

指　　標	現況値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
地元農産物の共同直売所数	３ヶ所	４ヶ所	５ヶ所	農林水産課調べ
市民農園区画数	７６区画	７６区画以上	７６区画以上	農林水産課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

目標　２

将来世代に豊かさを残す
循環する持続可能な生活と社会

元気プラン⑤

未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット

（１）取組の基本的方向性

■ごみ収集処理の適切な実施

■3R 運動の推進

（２）現状と課題

■ごみの減量化・清掃センターの施設延命・ごみ処理費用の平等化などを目的として、平成 20 年７月から燃やせるごみの有料化を開始し、また、ごみ分別収集については段階的に品目を増やし、現在は 16 品目となっています。徐々にごみの減量化は進められているところですが、まだ多く再資源化を図れる物が燃やせるごみに混入しているなど、更なる徹底化が求められています。

■１人１日当たりのごみの排出量については、本市は多い順から県内１３番目（平成 22 年度）となっています。県内における１人１日当たりのごみの排出量が最も少ないのは多古町で、本市のおよそ2分の１の 535 グラムとなっています。

■１人１日当たりのごみの排出量の県平均は、977 グラムとなっていて、本市は平均排出量を 72 グラム超えています。

■本市のごみの資源化率は、平成 23 年度に２２%まで向上しましたが、これはごみ収集分別の強化に伴うものと考えられます。ごみの減量化を目指すためには、もっと高い目標値を定め、さらにゴミの資源化率の向上を図る必要があります。

■平成２４年に「産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市」を宣言しました。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

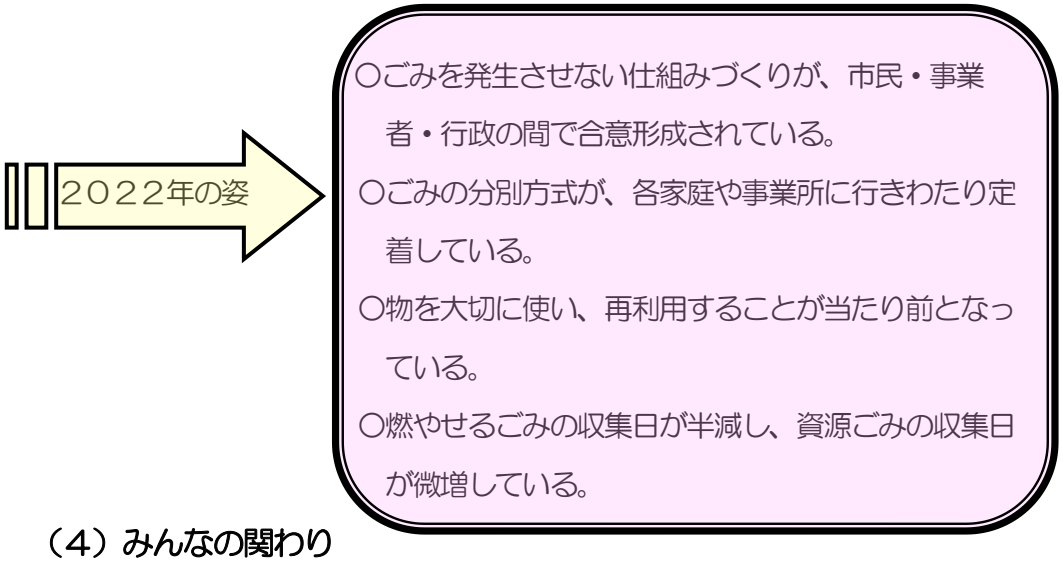

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○ごみ収集処理の適切な実施

・決められた場所・時間・品目・方法でごみ出しすることを徹底します。

・ごみステーションは、各地区で責任を持って管理します。

・ごみ分別を徹底するために、家庭で出来ることを具体的な取組として明示するとともに、この取組をテストするごみステーションをつくります。

・必要な分だけものを作り、資源を無駄に使いません。

○３Ｒ運動の推進

・買い物時の過剰包装は断ります。

・自治会館等のスペースに資源回収ステーションを設置します。

・ごみの分別を徹底して行い、資源ゴミはきちんと分別して出します。

・買い物は、出るごみの処理について考え、物選びをし、環境に対する取組の優れた店などを積極的に利用します。

・生ごみ処理機を設置するなど、生ごみを家庭で堆肥化します。

・マイバック運動を推進し、ちょっとした買い物でもマイバックを持参します。

・一般廃棄物と産業廃棄物の区分を徹底します。

・廃棄物の適正処理を徹底します。

・従業員への美化意識に関する教育を行います。

・事業所から出されるごみの減量化に努めます。

・産業廃棄物の減量化に努めます。

・製品・商品の過剰包装を自粛します。

・商店では、客にマイバックの持参を呼びかけます。

・率先してリサイクル製品を利用します。

・リサイクル製品の販売を促進します。

・地元の農水産物の取り扱いを増やします。

・リサイクルについて、市や市民と情報交流を行います。

≪市の施策≫

〇ごみ収集処理の適切な実施

・夷隅地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定めるごみ減量化・資源化への取組みを着実に推進します。

・ごみ集積所は、利用者による管理を支援します。

・ごみ出しマナーや分別方法など、市民・事業者への普及啓発に努めます。

・ごみ排出量の変化を見極めつつ、有料ごみ袋制度の改変について検討を行います。

〇３Ｒ運動の推進

・生ごみ減量化のための意識啓発を進めます。

・包装の簡素化や使い捨て用品の使用自粛を奨励します。

・公共施設では、率先してごみの減量化に努めます。

・市内における資源の循環利用を促進するための、総合的な取組のあり方に関する検討を行います。

・ごみの減量やリサイクル推進に取り組むリサイクル推進制度を検討します。

・再使用可能な家具や家電製品などの流通に関する市民や事業者の取組を支援します。

・朝市の活性化などにより、市内での地元産品の流通と消費を増やします。

・「海が育てた野菜」をキャッチフレーズに、水産加工場等で発生する生ごみ等の堆肥化について、まちづくり的な観点から検討を進めます。

・リサイクルの仕組みについて情報提供をします。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
一般廃棄物処理量 （一人一日当たりの量）	１，０３５ｇ	１，０００ｇ 以下	１，０００ｇ 以下	清掃ｾﾝﾀｰ調べ
ごみ資源化率	２２．０４％	２３．００％	２４．００％	清掃ｾﾝﾀｰ調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑥

廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止

（1）取組の基本的方向性

■効率的な収集運搬・処理体制の構築

■不法投棄、防止から抑止へ

■広域ごみ処理施設への転換

（2）現状と課題

■産業廃棄物の不法投棄は総野地区で多く発生し、一般廃棄物の不法投棄は勝浦地区で多く発生しています。投棄者の特定は困難となっています。

■不法投棄がされやすい場所が、市内に多く存在しています。また、不法投棄禁止等の看板そばに捨てる悪質な者もいます。

■毎年１カ所、不法投棄防止フェンスを設置しています。

■１２名の不法投棄監視員が任命され、定期的にパトロールを実施しています。

■現在、いすみ市・大多喜町・御宿町・勝浦市の２市２町において、夷隅郡内広域ごみ処理施設の建設計画が進められ、平成３０年度内に供用開始される予定となっています。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

〇ごみ出しのルールが守られ、美しく清潔なまちを保っている。

〇廃棄物の排出が極力抑制されている。

〇廃棄物の適正な区分、保管、運搬、再生、処分等の処理が行われている。

〇生活環境の保全及び公衆衛生の向上が確実に図られている。

〇廃棄物が適正に処理され、不法投棄が一掃されている。

〇ごみの落ちていない美しいまちが維持できるよう、環境美化意識を高め、一人ひとりがポイ捨て防止を心がけている。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇効率的な収集運搬・処理体制の構築

- 一般廃棄物と産業廃棄物の区分を徹底します。
- ごみ集積所の管理を行います。
- ごみの分別を徹底します。
- ごみを排出する際は、決められたルールを守りごみ出しをします。

〇不法投棄、防止から抑止へ

- ごみのポイ捨てはしません。
- 各自、ごみは持ち帰ります。
- 飼い犬等の散歩の際は、フンを拾って帰り適切に処理します。
- 壊れた家電などは、不法投棄せずルールに基づき廃棄します。
- 不法投棄をされにくい身の周りの環境づくりを目指します。
- 家庭ごみ・事業ごみをなるべく出さないように努めます。
- 産業廃棄物の適正処理を徹底します。
- なるべく市内の店で買い物・物品購入等をします。
- 決められたルールを尊重してごみ出しをします。
- 産業廃棄物は最終処分されるまで責任を持って管理します。
- 不審な業者などには、不用意に土地を提供しません。

〇広域ごみ処理施設への転換

- 平成３０年度の広域ごみ処理施設の供用開始に向けて、新たなルール等に対応するシミュレーションを事前に行い、供用開始時には新ルールに適応するごみ出し等を行います。

≪市の施策≫

〇効率的な収集運搬・処理体制の構築

- ごみ出しマナーや分別方法など、市民や事業者への普及活動に努めます。
- ごみ分別の種類や収集方法の見直しを行い、効率的でより効果の高い収集運搬・処理体制を構築します。
- ごみ処理施設からの焼却灰・焼却残渣については、最終処分が行われるまで責任を持って管理します。

〇不法投棄、防止から抑止へ

・産業廃棄物の処理に関する監視・指導を行います。

・不法投棄抑止対策として、関係機関との定期的なパトロールの実施及び地域の監視体制の強化を図ります。

・不法投棄防止フェンスの設置から防犯カメラの設置に切り替え検討します。

〇広域ごみ処理施設への転換

・周辺自治体と一体となったごみの広域処理化など、より良いごみ処理のあり方について検討します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
不法投棄取扱件数	８２件	８２件以下	８２件以下	生活環境課調べ
広域ごみ処理施設への転換	転換を検討	転換を準備	転換を実施	清掃ｾﾝﾀｰ調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑦
土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理

（1）取組の基本的方向性

■勝浦市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）の厳格な執行

■悪質事業者に対する監視指導強化

（2）現状と課題

■民間による林地開発や土地の埋立て事業などが常に計画されている。

■建設現場で発生した残土そのものは、適正に処理されれば有害なものはありませんが、地域住民の間には有害物質の混入等に対する不安が根強いことも事実となっています。

■平成２４年３月「産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言」を行いました。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

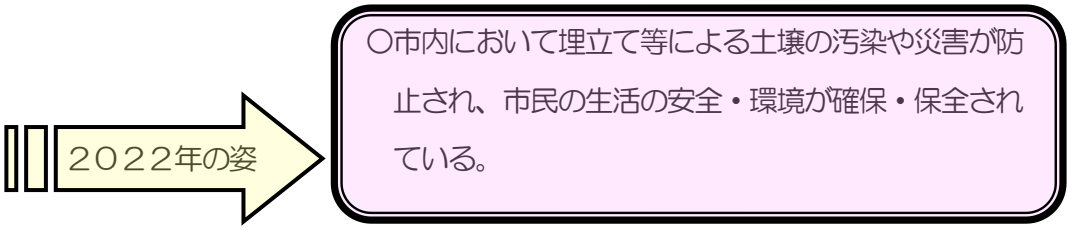

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○土砂条例の厳格な執行

- 土地を提供する場合は、埋立て等の事業計画を十分確認したうえでなければ同意しないようにします。
- 事業が行われている間は、自ら事業場の状況を確認します。
- 廃棄物の混入や崩落などの災害が発生し、又はその恐れがある場合は、事業者に事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、その旨を市に通報します。
- 埋立て事業者は、事業の遂行にあたって、許可事項及び許可条件を遵守します。
- 土砂発生元事業者は、建設発生土の発生抑制・再利用に取り組みます。
- 事業の施工による土壌汚染の防止及び災害の発生の防止に努め、土砂発生元、運搬業者及び従業員に周知徹底させ指導します。

≪市の施策≫

○土砂条例の厳格な執行

- 不適正な埋め立てに際しては、関係部局が連携して対応するとともに、必要に応じ、県に情報を提供します。
- 市内全体の強固な監視活動を行います。
- 土砂条例の厳格な執行により、土砂の不適正な埋め立てを防止します。

○悪質事業者に対する監視指導強化

- 県と連携をして、土砂条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導を強化します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
土砂条例に違反する者の指導件数	0件	0件	0件	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑧

低炭素なまちづくりの推進

（1）取組の基本的方向性

■再生可能エネルギーの有効利用の促進

■低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進

■省エネ住宅・建築物の導入促進

（2）現状と課題

■市の事務・事業においては、庁舎等施設における室内温度設定を調節してウォームビズ・クールビズの実施などして省エネルギーに務めている。

■平成２３年度より住宅用太陽光発電システム補助金制度を創設し、一般家庭への新エネルギー普及を推進している。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

〇新築住宅等の屋根はほとんどが南側を向き、太陽光発電・給湯システム等が設置されている。

〇化石燃料に依存したエネルギーの排出量は、総体的に減少している。

〇マイカーは高効率燃料電池自動車や電気自動車で、自然エネルギーで自給したマイカーをドライブしている。

〇ＬＥＤやＨＩＤランプなどの高効率照明が住宅等に大幅普及している。

〇ＩＴの進展によりペーパーレスが推進されている。

〇低炭素ビジネスが展開されている。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇再生可能エネルギーの有効利用の促進

・住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを利用した設備を積極的に導入します。

〇低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進

・エネルギーを大切に使用します。

・エコドライブに心がけ、近い距離の移動時にはマイカー利用を自粛します。

・オートバイから自転車への転換を積極的に行います。

・自動車を購入する際は、環境面からの配慮を優先して購入するよう努めます。

・自然エネルギーを自給し、エネルギーを大切に使うライフスタイルを徐々に定着させます。

〇省エネ住宅・建築物の導入促進

・来客用等の電気自動車充電スタンドの設置を推進します。

≪市の施策≫

〇再生可能エネルギーの有効利用の促進

・住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを利用した設備導入を支援します。

・洋上風力発電など、勝浦の海を活かしたエネルギー導入の可能性を検討します。

〇低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進

・家庭・幼稚園・保育園・小中学校・事業者などに対して、省エネルギー実践のための普及啓発を行います。

・「勝浦市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、市役所の率先実行プログラムを実践します。

〇省エネ住宅・建築物の導入促進

・公共施設の新設・改修時における自然エネルギー、省エネルギー対応を充実します。

（5）数値目標

指　標	現況値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
住宅用太陽光発電設備導入補助金交付件数	２２件	２２件以上	２２件以上	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

目標　３

安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る

元気プラン⑨

良好な大気環境の確保

（１）取組の基本的方向性

■放射能など大気汚染状況の監視

■大気汚染防止法等、法規法令の基づく基準の遵守

■大気環境にやさしいライフスタイルの構築

（２）現状と課題

■市内数ヶ所に定点観測地点を設け、定期的に放射線量を測定しています。平成２５年４月現在の市内放射線量の数値については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の１時間あたり０．２３マイクロシーベルトを下回っています。

■大気汚染に関する苦情の大半は、廃棄物の野外焼却による煙となっていることから、野外焼却行為者に対しての指導、市ホームページや広報などを通じて、野外焼却についての啓発活動を行い、防止に努めています。

（３）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

○大気環境にやさしいライフスタイルが定着し、きれいな空気に包まれて、日常生活が営まれている。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇放射能など大気汚染状況の監視

・市ホームページ等で大気汚染状況の把握に努めます。

〇大気汚染防止法等、法規法令の基づく基準の遵守

・「大気汚染防止法」等、法規法令に定める基準を遵守し、大気汚染物質を出来る限り削減します。

〇大気環境にやさしいライフスタイルの構築

・自動車やバイクの整備を適切に行い、排気ガスによる大気汚染を低減します。また、燃費の良い運転を心がけます。

・家庭でのごみの焼却を自粛します。

・事業所内でごみの焼却処分をする場合は適正に行います。

≪市の施策≫

〇放射能など大気汚染状況の監視

・放射線量等の測定等を実施し、大気汚染の状態を把握して、必要に応じて措置をします。

〇大気汚染防止法等、法規法令の基づく基準の遵守

・「大気汚染防止法」等、法規法令に定める基準が遵守されているか監視に務めます。

〇大気環境にやさしいライフスタイルの構築

・公用車の整備を適切に行い、排気ガスによる大気汚染を低減します。また、燃費の良い運転を心がけます。

（5）数値目標

指　　標	現　況　値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
放射線量の測定値 （勝浦駅北口駐車場）	０．０６８	０．２３０以下	０．２３０以下	生活環境課調べ
（興津公民館前広場）	０．０５９	〃	〃	〃
（上野集会所駐車場）	０．０９７	〃	〃	〃
（総野集会所駐車場）	０．０９５	〃	〃	〃

※現況値のデータは平成２４年度の２ヶ月ごとの数値の年平均値です

※単位は　μSV　/　h

元気プラン⑩

騒音・振動・悪臭の防止

（1）取組の基本的方向性

■騒音・振動・悪臭による公害の防止

（2）現状と課題

■工場、事業場、工事現場等から発生する騒音・振動については騒音規制法、振動規制法、勝浦市環境保全条例などにより規制されており、対象施設又は作業は届出が必要です。

■自動車交通騒音は毎年、測定地点を設定して監視しています。平成２４年度の測定地点は昼夜とも基準値以下でした。

■悪臭については事業所の排水や各家庭より出る生活雑排水など河川からの悪臭の苦情が多く、対応に苦慮しているところですが、環境改善に向けて協議・検討しているところです。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

○騒音、振動や悪臭が気にならない、静かで安らかな日常生活が守られている。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○騒音・振動・悪臭による公害の防止

・家庭からのエアコン・ピアノ・ペットの鳴き声などが近隣の騒音とならないよう配慮します。

・自動車を運転するときは、急発進・急加速しないなど心がけます。

・騒音規制法、勝浦市環境保全条例等の基準を遵守し、騒音・振動・悪臭の発生を

出来る限り防止します。

・建設作業等の実施にあたっては、工法の改良や使用機械の低騒音化により、騒音・振動が低減できるよう努めます。

≪市の施策≫

〇騒音・振動・悪臭による公害の防止

・騒音規制法、勝浦市環境保全条例等の基準が遵守されているか確認し、必要に応じて指導します。

・自動車交通騒音を測定し、必要に応じて措置をとります。

・市庁舎や公民館等、公共施設においても騒音・振動・悪臭の防止に努めます。

（5）数値目標

指　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
騒音・振動・悪臭の苦情受付件数	6件	6件以下	6件以下	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑪
良好な水環境・地質環境の保全

（1）取組の基本的方向性

■適切な排水処理の推進

■河川の浄化（特に浜勝浦川の浄化）

（2）現状と課題

■水は、地球上で活動する生物全ての源であり、私たちの体にいたっては、その約6割以上が水であると言われています。この大切な水が人間の生産活動などにより汚染されることを水質汚濁といいます。

■水質汚濁を防止するため、市では一般家庭を対象に合併処理浄化槽の設置（転換）に対する補助金の交付を実施するとともに普及啓発及び法規法令に基づき浄化槽を適正に管理するよう市民等に対し呼びかけています。

■市内主要河川等の汚染状況を把握するため、定期的に水質検査を実施しています。検査結果については、浜勝浦川等一部の河川においてＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）や大腸菌群数などの数値が高い傾向にあり、特に浜勝浦川は効果的な浄化対策の実施が求められます。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

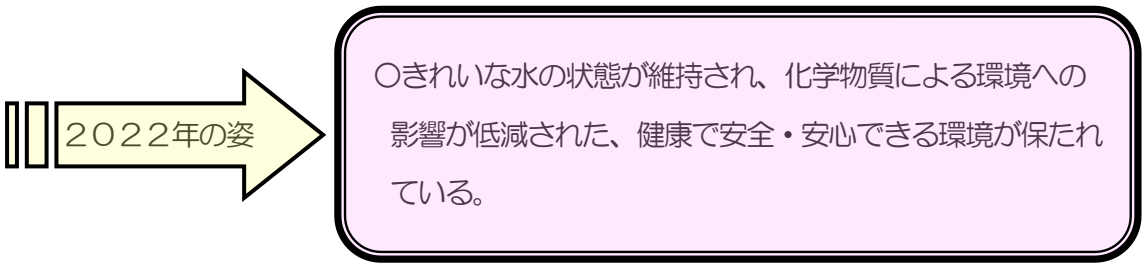

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○適切な排水処理の推進

・生活排水処理を行っていない家庭では、合併処理浄化槽を設置します。

・各事業所における排水を適正に処理します。

・水切りネットの使用など、家庭からの水質汚濁物質の排出削減に配慮します。

○河川の浄化

・河川、ため池、用水路などの清掃活動に参加します。

・浜勝浦川の浄化のための河川清掃や河川周辺の清掃を行うとともに、河川周辺世帯等で合併浄化槽の設置促進、定期点検、定期清掃を行います。

≪市の施策≫

○適切な排水処理の推進

・家庭での合併処理浄化槽設置を促進するため、補助制度を継続するよう務めます。

・浄化槽の適正管理に関する普及啓発を進めます。

・事業所に対して、排水処理のための技術的な指導や排水の適正処理の指導を行います。

○河川の浄化

・水質浄化活動を地域住民等とともに考え、実施します。

・浜勝浦川については、周辺住民と協力して清掃など、美化活動を行うとともに、合併浄化槽設置の促進、定期点検、定期清掃の実施の啓発を行います。

（6）数値目標

指　　標	現　況　値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
合併処理浄化槽設置補助件数 （汲み取り・単独からの転換）	１２基	１２基以上	１２基以上	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑫
化学物質による環境リスクの低減

（1）取組の基本的方向性

■有害化学物質等の適切な使用・管理

（2）現状と課題

■機械部品や半導体の洗浄に、また、ドライクリーニングなどに多く利用されるトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物については市内において定期的に地下水検査を行っています。
揮発性有機塩素化合物は吸入すると頭痛やめまいを引き起こしたり、近年では発ガン性などの危険性が指摘されています。現在のところ、市内の水質検査の結果はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンともに環境基準を上回る数値は検出されていません。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

○化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、化学物質の排出抑制・適正な管理と、さまざまな主体における化学物質に関する情報の共有化が進んでいる。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇有害化学物質等の適切な使用・管理

・有害な化学物質について関心を持ち、正しい知識を身につけます。

・庭や家庭菜園などに除草剤、殺虫剤の使用をできるだけ控えます。

≪市の施策≫

〇有害化学物質等の適切な使用・管理

・化学物質の特性や管理に関する適切な指導をします。

（5）数値目標

指　標	現況値	平成２９年度	平成３４年度	備　考
市内のトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの数値	不検出（串浜五廻橋付近）	不検出	不検出	生活環境課調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

※トリクロロエチレン…ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。

急性毒性は皮膚・粘膜に対する刺激作用で、目の刺激、眠気、頭痛、倦怠感とともに、認知能力、行動能力の低下など。

※テトラクロロエチレン…ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっている。

急性毒性は目、鼻、のどなど皮膚・粘膜への刺激、麻酔作用が主で、手の痺れ、頭痛、記憶障害、肝機能障害等の症状が、また慢性毒性は、神経系への影響や、肝・腎障害等の報告がある。

目標　４

市民・地域のパワーが発揮される参加・協働のまち

元気プラン⑬

環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の開催

（１）取組の基本的方向性

■環境教育の充実

■環境意識の高い市民団体等の育成

（２）現状と課題

■小中学校における環境教育は、各校でそれぞれ行われているところですが、大人に対する生涯学習などの場で環境に関して取りあげられる場は少ないのが現状です。

■環境学習会を市内ＮＰＯ団体と共催で開催しています。平成２４年度の学習会では地域に群生する樹木を調査して植生図を作成しました。

■本市では地域自治会等を中心とした一日清掃や海岸清掃などの活動が盛んであり、こうした活動をさらに拡げていくことが重要であります。

（３）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

〇環境学習を通じて、持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決を身につけ、主体的に行動できる人づくりが進められている。

（４）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇環境教育の充実

- 家庭や職場で環境教育を進めます。
- 積極的に環境学習会などに参加します。
- 海や山や川など、自然と触れ合う機会を多く持ちます。

〇環境意識の高い市民団体等の育成

・環境保全に関する活動に支援、参加します。

≪市の施策≫

〇環境教育の充実

・小中学校における環境教育を推進します。

・自然とふれあうハイキングや自然観察会などを開催します。

・環境保全をテーマとした学習会等を開催します。

〇環境意識の高い市民団体等の育成

・環境保全に取り組む市民団体や地域住民の把握に努め、支援します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
市民環境学習会の開催回数	１回	２回以上	２回以上	生 活 環 境 課 調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑭

環境保全に配慮した自主的行動と協働の推進

（1）取組の基本的方向性

■市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立

■近隣自治体を含めた広域的なネットワークの形成

（2）現状と課題

■環境保全活動は、市民・事業者・市が協働して取り組むことが必要です。

市内では「ゴミゼロ運動」やクリーンキャンペーンなど市民・事業者・市が協働して清掃活動を実施しています。また、各自治会やボランティアグループなどが自主的に清掃活動を実施しています。

■今後については、現在協働して実施されている環境保全活動を継続・拡大していくとともに、近隣自治体とも連携して広域的な環境保全活動を構築していく必要があります。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

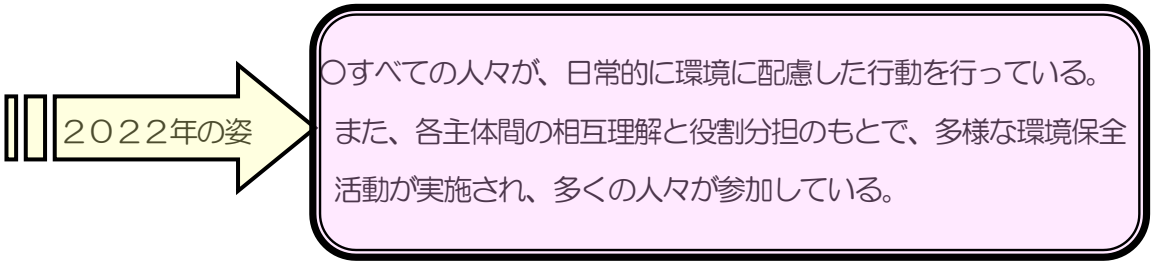

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立

・自治会、地域住民等による環境保全活動に積極的に参加・協力します。

≪市の施策≫

○市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立

・市民・事業者・市が連携する環境保全活動を積極的に実施します。

・自治会、地域住民等による環境保全活動を支援します。

○近隣自治体を含めた広域的なネットワークの形成

・近隣自治体と連携して環境保全活動を実施できるようなネットワークを構築します。

・環境保全活動において先進的な自治体と交流します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
市民・事業者・行政で連携しての環境保全活動	５７回	７０回以上	１００回以上	生 活 環 境 課 調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

元気プラン⑮

隠れた地域の宝を探し、地域の魅力を発信

（1）取組の基本的方向性

■勝浦の豊かな自然を再確認し、地域の宝として発信

（2）現状と課題

■勝浦には、これまで当然のものと市民が考えがちであった豊かな自然があります。本市が本来持っている豊かな自然を再認識し、貴重な財産として守り、その素晴らしさを他地域に発信していくことが肝要です。

■平成２５年度に緊急雇用創出事業を活用し「勝浦の豊かな自然を確かめる事業」を実施し、市内の自然環境をデータベース化し、今後の環境保全施策に反映させるよう努めます。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿☆☆

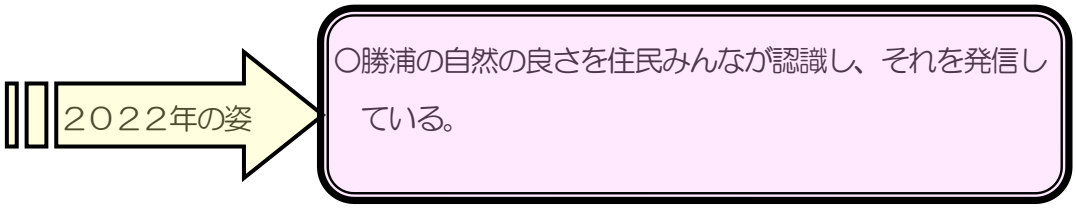

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

○勝浦の豊かな自然を再確認し、地域の宝として発信

・身近な自然を大切にし、その素晴らしさを広めます。

・地域の自然の素晴らしさを再認識し、その環境が維持されるよう努めます。

≪市の施策≫

○勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信

・勝浦の豊かな自然をデータベース化し、次世代に引き継ぎます。

（「勝浦の豊かな自然を確かめる事業（平成２５年度事業）」によりデータベース化した市内動植物の調査を概ね５年ごとに実施する。）

・勝浦の豊かな自然を他地域に広めます。

・「勝浦の豊かな自然を確かめる事業（平成２５年度事業）」で確認された動植物の

データを環境保全施策等に活用します。

・市内の自然環境を市民等に公表します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
勝浦の豊かな自然のデータベース化	未実施	実施	実施	生 活 環 境 課 調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

※平成２５年度にデータベース化した動植物の調査を概ね５年ごとに実施する

元気プラン⑯
環境まちづくりで、地域おこし

（1）取組の基本的方向性

■勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

（2）現状と課題

■勝浦市は海や山に囲まれ、人はこの豊かな自然とともに生活を営んできました。本市の基幹産業である水産業・農林業・観光業は豊かな自然をベースに発展してきており、今ある環境を保全していくことがこれら産業の拡大、充実に繋がります。

■今ある自然を行政・事業者・市民等が再認識できるよう、情報を集積・発信し、豊かな自然を活かすべく、環境保全活動を通した地域の活性化を図る必要があります。

（3）２０２２年……望まれる理想の姿

２０２２年の姿

○勝浦市の自然・文化・歴史などの特性を活かしたまちづくりが行われている。

○市民が地域の財産である自然環境の保護活動に積極的に参加している。

（4）みんなの関わり

≪市民・事業者の役割≫

〇勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

- 環境にやさしい商品やサービスの提供に努めます。
- 勝浦の豊かな自然を大切にし、環境保全活動に積極的に参加します。

≪市の施策≫

〇勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

- 歴史的建造物などの文化財や美しい海岸、みどり豊かな里山などの保全に務め、郷土の風土を活かしたまちづくりを推進します。
- 地域にある当たり前のようにある自然環境の素晴らしさを再認識してもらえるよう努め、環境保全を通したまちづくりを推進します。
- 勝浦の豊かな自然を保全するための自然保護特区を指定することを検討し、自然環境を大事にするまちづくりを推進します。

（5）数値目標

指　　標	現 況 値	平成２９年度	平成３４年度	備　　考
勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくり	実施	実施	実施	生 活 環 境 課 調べ

※現況値のデータは平成２４年度のものです

第　４　章

計画の推進

第４章では、本計画の推進について整理します。

※上の画像は「モノサシトンボ」

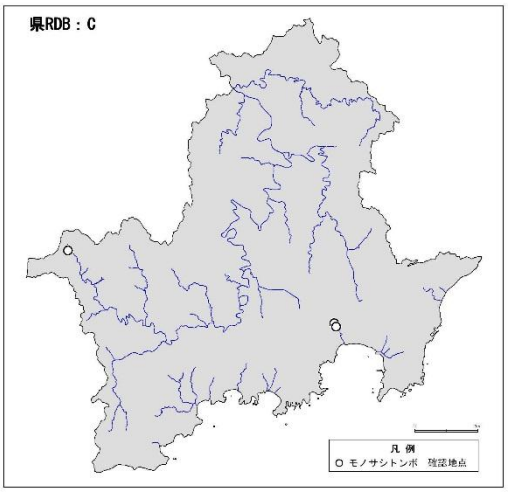

第４章　計画の推進

１．計画の推進体制

市民や事業者の環境保全行動を推進し、また計画の進行管理を行う組織として、勝浦市環境市民会議を活用します。勝浦市環境市民会議は市民や事業者を中心として構成されています。また、本計画の進行管理について、専門的な立場から審査する組織として、勝浦市環境審議会を活用します。

計画の推進と環境に関する市の総合的窓口としては、生活環境課が担当します。

●勝浦市環境市民会議

- 環境市民会議は、事業者から推薦された者、公募により選出された者などにより構成されます。
- 環境市民会議は、本計画を推進し、また、進行状況をチェックします。
- 環境市民会議は、環境保全に関する普及啓発を図ります。

●勝浦市環境審議会

- 勝浦市環境審議会は、本計画の進行状況について定期的にチェックをし、環境市民会議及び市長に対して提言、具申します。

●勝浦市生活環境課

- 市民、事業者と市を結ぶ窓口として、生活環境課が担当します。
- 生活環境課は、環境市民会議、環境審議会などと協力し、市関係各課や周辺自治体、県、国などと連携を図りながら計画を推進します。

２．計画の進行状況の報告や公表

２０２２年に望まれる理想の姿の実現に向けて実施する取り組みなどについては、適宜、環境市民会議・環境審議会等に進行状況を報告し、進行管理に努めます。

なお、計画の進行状況は生活環境課が毎年発行している「環境白書」に主なものを記載し、市民等に公表します。